司法過疎地支援「遠隔地法律相談」による人材育成・社会貢献

DATA

- **主な連携先・メンバー**
  島根県大田市／高知県安芸市／ 兵庫県宍粟市の社会福祉協議会／
  関西大学法科大学院在学生／関西大学法科大学院 実務家教員（弁護士）
- **活動地域**
  島根県大田市／高知県安芸市／兵庫県宍粟市
- **活動期間**
  2004年度～継続中
- **活動資金**
  なし

活動の目的

1. 学生が自主的に司法過疎地に生起する法律問題に取り組むことにより、司法過疎問題解消のために貢献する人間味あふれる法曹の養成を担う
2. 司法過疎地において法的助言を受ける機会を提供するとともに、「自分の権利」を法律で守るという法学の普及の貢献を通じ、法科大学院が地域の法的ニーズに応える結節点となる

連携にいたる経緯

法科大学院の責務として、学生に対して高度な専門能力・実践的対応力を養成するために、2004年度から島根県大田市、2005年度から高知県安芸市、2006年度から兵庫県宍粟市の社会福祉協議会と連携し、毎年8月頃学生に弁護士が同行して無料法律相談を実施している。

活動内容

本取組みは法科大学院の正課外の活動であり、入学時のオリエンテーション期間中に上位年次生が新入生に対して説明会を開催し参加学生を募集している。メンバー確定後は、学生が主体的に事前準備等の運営を担い、会場確保および法律相談実施の広報を行う。相談予約受付は各市の社会福祉協議会が担っている。相談内容については、各市の社会福祉協議会から事前に提供があり、特に大田市では、相談者から同意を得て、相談内容を社会福祉協議会側にフィードバックすることで、援助業務に活かされている。

相談日当日は、学生が受付担当、相談担当に分かれ、相談者の受付、相談会場への案内、相談後のアンケート記載の依頼および担当弁護士の法律相談に同席し法律相談を担当する。相談後には自らの作成した相談記録を参考にして、問題となった「事案の概要」、「問題点」、「回答の要旨」等をまとめ、「カルテ」を作成し、後日、判例を検索するなどして得た判例情報を用いて法律文書にまとめる。作成したカルテは実務家教員（弁護士）がチェックし、書き方や論理構成などを指導する。

活動の成果

1. 2004年度以降、3市合計で延べ387名の学生、124名の弁護士および法科大学院の教員が参加した
2. 相談者へのアンケート（2014～2016年度）では、3市全体でいずれの年度も「とても参考になった」「参考になった」が100～97%を示した。「相談を終えた感想」についても、いずれの年度も「満足している」「まあまあ満足している」が100～97%であった
3. 各市の社会福祉協議会へのアンケート（2016年度）では、いずれも「大変良かった」「良かった」と回答しており、「利用者の利用頻度が増した」「地域の相談窓口として定着が図られた」「地域からの信頼性向上・福祉コミュニティの推進」「利用者の悩み事を聴きやすくなった」「ぜひ継続していきたい」「相談者から依頼があれば継続していきたい」との回答を得ている

今後の課題・目標

相談者や各市の社会福祉協議会のアンケート回答からも明らかなように、本取組みへの高いニーズに応えるべく、地域における市民の「司法へのアクセス」や法的ニーズへの対応に発展的に継続させる

教員紹介

■ 法務研究科 教授

尾島史賢
Fumitaka Ojima

尾島法律事務所代表弁護士。専門は民事実務、倒産法。企業再生支援、企業法務、企業の海外進出支援、離婚、遺言、遺産分割、成年後見その他民事・商事・家事事件全般を取扱業務としている。